

## 仕 様 書 (案)

### 1 件名

実証実験促進事業業務委託

### 2 目的

区が令和5年度に内閣府から選定された「SDGs未来都市」において掲げている「イノベーションモデル都市」の取組を推進していくに当たり、羽田イノベーションシティをHUBとしたオープンイノベーションを促進、新産業を創造することを目的とする。

羽田イノベーションシティは令和2年度に先行開業し、令和5年11月にグランドオープンを迎えた。この間、イベント時を中心とした実証実験や自動運転バスの定常運行等、複数の実績も積み重ねてきたところであるが、今後国内外からさらなる注目を浴びる中で、その機能をより発揮していくことが求められている。

本事業では、地域課題解決や区民のQOL向上等に資するソリューションの区内実証実験を創出し、イノベーションモデル都市のサイクルを実現する。また、その取組を羽田イノベーションシティで発信し、さらなる多様な主体が集まるサイクルの創出を目指す。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月19日（水）まで

### 4 業務執行体制

受託者は本事業の実施目的について十分に理解し、安全かつ円滑に業務を実施するため、以下の者を配置すること。

#### (1) 統括監督者

本事業に関する各業務を統括するために統括監督者を置くこと。

ア 統括監督者は、本事業を受託する事業者の社員・従業員から選任すること。なお、統括監督者が不在の場合は、統括監督者が指定する者がその任に当たること。

イ 統括監督者の業務は次のとおりとする。

(ア) 関連業務を統括し、業務全般にわたる総合調整を行う。

(イ) 区と協議の上、業務全般の進行調整等を行う。

#### (2) 業務責任者

受託者は、業務に関する能力、経験及び知識を豊富に有する者の中から業務責任者を定めること。業務責任者は、各受託業務を円滑かつ機能的に進めるために、統括監督者の監督を受け業務を遂行する。また、業務責任者が不在の場合は、業務責任者が指定する者がその任に当たること。なお、統括監督者との兼務は不可とする。

### 5 業務内容

#### (1) 区内実証実験及び伴走支援

- ア 羽田イノベーションシティで実証実験を行った企業等のうち、質が高く地域課題解決に寄与する技術やソリューションについて、区内での実証実験や社会実装に向けた伴走支援、進捗管理を実施すること。詳細な条件については区と協議の上決定する。
- イ 本事業の支援対象となる企業等につき、受託者のネットワーク等を活用して発掘を行うこと。
- ウ 伴走支援する企業等の選定に当たって、羽田イノベーションシティ内のP i O P A R Kを活用したピッチ・キックオフイベントの開催補助を行うこと。開催にあたる企画・補助内容について、区と協議の上決定する。
- エ 区内実証実験や社会実装に向けた伴走支援は、履行期間中にウで開催したイベントを経て区で選定した企業を対象として、原則2件までとする。受託者は選定された企業と協力し、地域課題解決や区民のQ O L向上等に資するソリューション等について、区内での実証実験及びその伴走支援を行うこと。
- オ 実証実験先との調整について、区と協議の上すすめること。

(2) (1) の効果的な情報発信

- ア (1) の業務において、区において作成する本事業の広報ホームページに係るデザインの素材提供や、受託者の知見を活かしたホームページ構成の提案などを通じて、ホームページの作成支援を行うこと。
- イ 本事業を履行中での効果的なタイミングで、S N Sや受託者のネットワーク等を活用した外部向けの情報発信を行うこと。また、本事業に係るピッチ及びキックオフイベント、成果発表のイベントについて、告知用のパンフレットの作成・印刷を行うこと。
- ウ 情報発信に当たってはその内容について、区及び関係者の同意を得てから行うこと。
- エ 区プレスリリース等、区の広報媒体を活用する際には、原則として活用する日から1週間前までに区へ相談すること。

(3) (1) の成果発表となるイベントの開催補助や成果の周知

- ア 区が本事業の成果もしくは進捗発表となるイベントを1回程度企画、開催する際の補助を行うこと。開催にあたる企画・補助内容について、区と協議の上決定する。
- イ 成果を広く対外的に周知するための事例集の作成を行うこと。事例集の内容については区と協議の上決定する。

6 事業計画書作成、進捗状況報告等

- (1) 受託者は、本事業の着手に当たり、速やかに事業計画書を作成し、区の承認を受けること。

事業計画書には以下の事項を記載すること。

- ア 業務概要
- イ 実施方針

ウ 工程表（組織計画を含む）

エ その他必要な内容

- (2) 受託者は、事業計画書の内容を変更する必要があるときは、予め区と協議し承認を受けること。
- (3) 受託者は、本事業を履行するに当たり、区と密接な連絡を取るとともに、進捗状況について毎月2回程度打合せを行うこと。
- (4) 受託者は、区の求めに応じ収集資料及び報告書の原案を提出すること。

## 7 成果品

### (1) 報告書

ア 提出期限 令和7年3月19日（水）

イ 成果品 報告書2部

ウ 電子データ（編集可能な電子ファイル及びPDFファイル）

CDまたはDVD一式

- (2) 受託者は、成果品の作成に当たっては区と十分に協議を行うこと。
- (3) 成果品の所有権、著作権は、区に帰属する。
- (4) 受託者は、データ類の収集、使用及び成果物の作成に際し第三者の著作権等に抵触する場合、その責任と費用を持って適正に処理すること。
- (5) 受託者は、本事業が完了したときは、上記に定める成果品を委託完了届とともに区へ提出すること。
- (6) 電子ファイルの提出に際しては、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施すること。

## 8 支払等

- (1) 受託者は、委託料について別紙内訳書に基づき、区に請求する。
- (2) 委託料のうち、区は、受託者から前項による請求があったときには実証実験にかかる費用について、概算払により支払う。
- (3) 区は、前項を含まない委託料について、検査終了後、請求に基づき一括して支払う。
- (4) なお、(2)における区で選定する企業とともに行う実証実験にかかる費用については、実証実験が終了次第、速やかに精算するものとする。
- (5) 受託者は(4)の精算に当たって、その根拠となる書類とともに精算書を提出すること。

## 9 その他

- (1) 受託者は、本事業の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (2) 受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (3) 受託者は、本事業を適正かつ円滑に実施するために、区と常に緊密な連絡を取り、業務の方針及び進捗状況を確認すること。

- (4) 受託者は、本事業を遂行するに当たり、本事業の方針及び目的を十分理解した上で、区が求める諸条件を満足させるため必要な技術を発揮すること。
- (5) 本事業の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うこととするが、区が所有し業務に利用できる資料はこれを貸与することができる。なお、貸与された資料はリストを作成の上、区に提出し、業務完了時にすべて返却すること。
- (6) 本事業において送信する電子メール、電子メールに添付する電子ファイルについては、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施すること。
- (7) 受託者は、本事業を履行するために公有地、私有地に立ち入るときは、関係者と十分な協調を保ち、本事業が円滑に進むよう努めること。その際、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは提示すること。
- (8) 受託者は、本事業に関して知り得た情報を区の許可なく他に漏洩してはならない。
- (9) 本事業の実施により生じた財産（成果品を除く。）は、区に帰属しない。
- (10) 本仕様書に定めのないもの、又は解釈上疑義が生じた場合は、区と受託者との協議のうえ、決定する。